

2019-6 税務・労務・法務情報

労働者保護施策関連法の成立について

各種の労働環境改善に資する共和国法が成立しています。(SSS改正法、ユニバーサルケア法等) 今月は産休延長法について解説します。

(産休延長法)

共和国法第11210号(105日産休延長法)が2月20日成立しました。

第3条

- ・全ての女性従業員は、105日の出産休暇(有給)が与えられる。
- ・無給により30日延長可能。
- ・その女性が独身の場合は、追加で15日の出産休暇(有給)が与えられる。
- ・この休暇は出産の前後継続して105日を与えなければならない。
- ・流産等の場合は、60日の休暇(有給)となる。

第5条

- ・自然分娩、帝王切開を問わない。
- ・出産休暇届け提出の日から30日以内に全額を事業主が立替払いする。
- ・SSSは、事業主からの立替払いをした証明書の提出があれば、即時精算払いする。
- ・女性の選択により、無給の追加延長休暇(30日)が取得可能だが、105日の給休暇終了日から45日以上前に適用申請をしなければならない。

第8条

- ・退職後15日以内の出産等については産休の権利が与えられる。

第9条

- ・産休は、出産前、後を通算して105日取得可能。(出産後は最低60日)

第18条

- ・罰則規定(2万ペソ以上20万ペソ以下の罰金又は6ヶ月以上12年以下の禁固刑)

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)